

海外派遣研修事業実施規程

1 目 的

この研修は、諸外国の芸術文化の実情を調査、その成果を芸術文化活動に反映させ、国際的視野に立った見識を高めるとともに、その資質の向上を図る。

2 研修の対象者

派遣者は、芸術文化関係者で相当の活動歴を有する者のうち、活動成績が優秀であり、かつ健康で派遣の目的を達成することができる能力を有する者で、おおむね50歳までの者とする。

3 派遣先および派遣人員

派遣先は研修目的に合った諸外国の文化施設等とし、派遣する人員は、予算の範囲内で年度毎に定める。

4 派遣期間

研修期間は研修目的および研修内容等により、その都度決定する。

5 派遣者の選考

派遣者は、NPO 法人大分県芸術文化振興会議（以下「芸振」という。）正会員（団体）の長から推薦された者について、書類審査および面接を行ない選考委員の議を経て決定する。

6 派遣経費

派遣者には、旅費を予算の範囲内で補助する。

7 研修成果の報告

派遣者は、帰国後その成果について芸振理事長に報告書を提出するものとする。

附 則

この規定は平成18年度事業から適用する。

この規程は平成30年8月17日から適用する。